

ガス供給設備の取扱いに関する注意事項

経 済 産 業 省
九州産業保安監督部

事故防止のため、電化工事をする際は、ガス供給設備をガス事業者に無断で変更・撤去することは、行わないでください。

ガス供給設備の変更・撤去が必要となった場合は、**必ずガス事業者に連絡**頂きますよう、工事従事者および関係者に対する周知徹底をお願いします。

無断で変更・撤去した場合には、法律違反になる可能性があります。

1. 一般ガス及び簡易ガス(以下都市ガス)事業を所管している「ガス事業法」では、ガス事業者の承認を得ずにガス工作物の施設を変更・撤去する行為は、保安上の理由から制限されており、違反した場合、罰則規定が適用されることとなります。

消費者から依頼された場合であっても、**ガス事業者の承諾を得ないで、ガス設備の変更・撤去を行なうことはできません。**

消費者の安全のためにも、電化工事などでガス設備の変更・撤去が必要となった場合は、**必ずガス事業者まで連絡を頂きますようお願いいたします。**

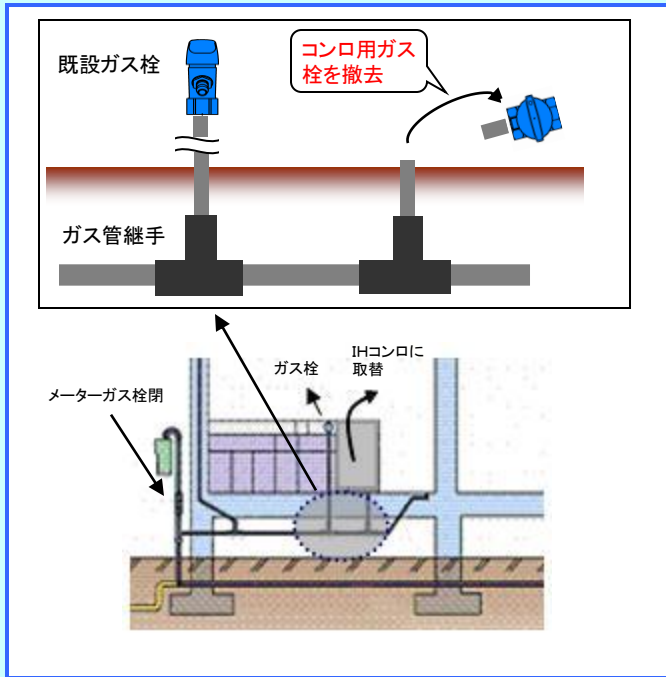
2. 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」では、消費者からのガス供給解除の申入れがあった場合は、LPガスの供給者は、自ら所有する供給設備を遅延なく撤去する義務が課されているところであり、かつ、第三者が撤去する場合は、消費者からの依頼であっても、**液化石油ガス設備士でなければガス供給設備の取り外しができないことになっています。**

また、充てん容器を取り外す場合は、自ら設置した充てん容器でない時は、**その充てん容器を設置した販売事業者へ事前に連絡し、引き取ってもらわなければなりません。**

宮城県塩釜警察署は8日、オール電化機器の導入工事の際に無資格でLPガス設備を撤去したとして、LPガス法違反の疑いで、空調機器販売設置会社の仙台支店(仙台市)と同社の2人の男性社員を書類送検した。容疑は昨年9月、電化の。L.P.ガス設備
塩釜オール電化業者の2人
無資格撤去で書類送検
工事に際して塩釜市のLPガス消費者宅のガス給湯器やこたろ、配管を無資格で撤去したというも

無断変更・撤去事例

都市ガスの事例

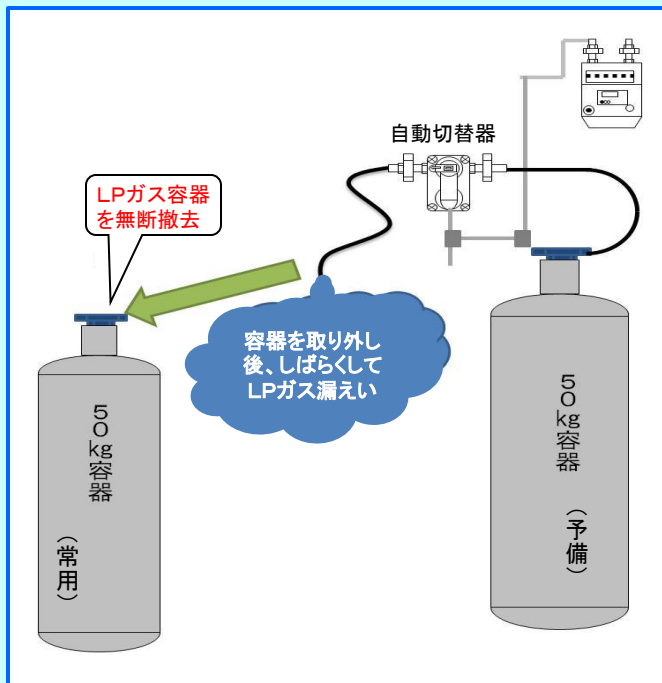


一般家庭において、ガスコンロからIHコンロへの取替え時に、ガス事業者に無断でコンロ用ガス栓が撤去された事例が発生しました。

ガス事業法では、ガス事業者の承諾を得ないでガス設備を変更することはできないこととなっており、本件の施工業者はこの条件を満たしておりませんでした。

メーターガス栓を開く前に発見できたため大事には至りませんでした。が、一歩間違えるとガス漏えい・爆発等重大な事故に繋がる可能性がありました。

液化石油ガス(LPガス)の事例



一般家庭において、オール電化工事の基礎工事中に、施工業者が、保安上の措置を行わずにLPガス容器を取り外した結果、LPガスが大量に漏えいする事故が発生しました。

本件は、ガス設備の知識を有していないものが容器を取り外したために起こったものであり、一歩間違えると爆発等重大な事故につながる可能性がありました。

2009年11月23日
フロレン・ブタンニュース
(標題のみ抜粋)

ご不明な点は、九州産業保安監督部 保安課、電話 092-482-5527～5528 までお問い合わせ下さい。

リサイクルの適正表示: 紙へのリサイクル可